



発行
東京都

目次

告示

- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………
……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………
……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………
……………（同）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 開発行為に関する工事完了……………
……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…

告示

●東京都告示第六百五十一号
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。
令和六年五月二十七日
東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称
瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理組合
二 事業施行期間
平成八年六月十一日から平成三十七年三月三十一日まで
三 施行地区
瑞穂町大字殿ヶ谷字土手向、字土手内、字春名塚、字榎向中原、字榎内川添の各一部、同町大字石畑字旭岳、字武蔵野、字砂前の各一部及び同大字武蔵の一部並びに武蔵村山市中原三丁目の一部
四 事務所の所在地
西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷六百九十六番地五
五 設立認可の年月日
平成八年六月十一日
六 変更の内容
事業施行期間を令和十三年三月三十一日まで延長する。
七 変更認可の年月日
令和六年五月二十七日

二 日本橋一丁目中地区市街地再開発組合
事業施行期間
平成三十年十二月十四日から令和九年三月三十一日まで
三 施行地区
中央区日本橋一丁目地内
四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
中央区日本橋本町一丁目四番三号
平成三十年十二月十四日
五 事業計画の変更の認可の年月日
令和六年五月二十七日

●東京都告示第六百五十二号
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき日本橋一丁目中地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。
令和六年五月二十七日
東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第六百五十三号
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき青梅駅前地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。
令和六年五月二十七日
東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称
東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称
青梅駅前地区市街地再開発組合
二 事業施行期間
令和三年四月二十三日から令和九年一月三十一日まで
三 施行地区
青梅市本町地内
四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
青梅市本町百三十番地十七

令和三年四月二十三日

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和六年五月二十七日

●東京都告示第六百五十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第二十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年五月二十七日

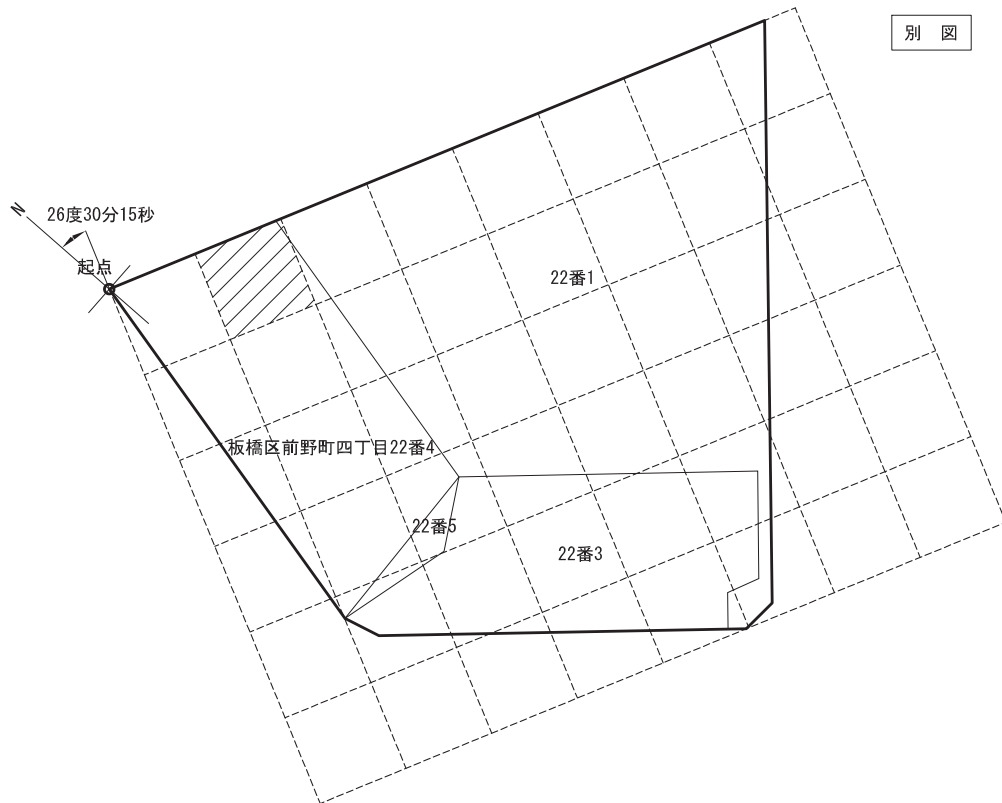
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（板橋区前野町四丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



凡例

- ：敷地境界
- ：筆境界線
- ：単位区画線
- ▨：指定を解除する区域

＜起点＞
起点は、板橋区前野町四丁目22番4の最北端とする。

＜格子の回転角度＞
26度30分15秒
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年五月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

西東京市新町二丁目二百八十番二、二百八十三番一、二百九十二番三、二百九十三番一、同番二、二百九十五番から二百九十九番まで及び三百番一の各一部

台東区上野七丁目八番八号
学校法人明昭学園
理事長 浅井 千英

東村山市久米川町一丁目四十五番五、同番六、同番六地先及び同番十から同番十四まで

西東京市芝久保町四丁目二十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤 千尋

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿三丁目八番一號
	〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社
電話	東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
	〇三(五二七六)〇八一(代)
郵便番号	101-0051